る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑽までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、プレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けている構成員の組合せとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成12年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①及び②の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、特定建設工事共同企業体にあっては代表者が下記①の実績を有している他に、代表者を含む構成員の何れかが、下記②の実績を有すること。各構成員が下記①又は②の何れかの実績を有すること。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが下記①及び②の実績を有すること。

①　コンクリート橋上部工で次の(a)から(e)の要件を満たす施工実績を有すること。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。

(c)　最大支間長が45m以上であること。

(d)　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

(e)　施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一の橋梁で施工した実績であること。

②　橋梁下部工で次の(a)及び(b)の要件を満たす施工実績を有すること。

(a)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）25m以上の工事の施工実績であること（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）。

(b)　施工実績が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一の橋梁で施工した実績であること。

上記①、②は同一工事でなくても良い。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記①及び②の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

②　平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐及び㋑の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　コンクリート橋上部工で次の(a)から(e)の要件を満たす施工経験を有すること。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が連続箱桁又はラーメン形式の新設のＰＣ橋であること。

(c)　最大支間長が45m以上であること。

(d)　架設工法が固定支保工以外の架設工法であること。

(e)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(e)は同一の橋梁で施工した経験であること。

㋑　橋梁下部工で次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験を有すること。

(a)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事の施工経験であること（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）。

(b)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一の橋梁で施工した経験であること。

上記㋐、㋑は同一工事でなくても良い。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記㋐及び㋑の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　単体企業にあっては、次のⅰ）からⅲ）のいずれかによる。

ⅰ）上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ⅱ）上記①及び②㋐の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置する他に、上記①及び②㋑の要件を満たしている別の技術者を配置できること。

ⅲ）上部工施工期間においては上記①及び②㋐の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を、下部工施工期間においては上記①及び②㋑の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置できること。

共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。若しくは、代表者の技術者が上記①及び②㋐の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が上記①及び②㋑の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②㋐又は㋑何れかの要件を満たしていること。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。若しくは、代表者を含む構成員の何れかの技術者が上記①及び②㋐の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が上記①及び②㋑の要件を満たしていること。

また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑹　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。